

ドメイン名の動向

横井 裕一 ●株式会社日本レジストリサービス（JPRS） 広報宣伝室

全世界のドメイン名登録数は、2019年第3四半期末で約3億5980万件となった。次回のgTLD追加に向けた動きや、ドメイン名の登録情報を参照するWhoisサービスのGDPRへの対応とその検討が進んでいる。

ドメイン名は、ウェブサイトのURLやメールアドレスなどに用いられる「インターネット上の住所」としての機能だけでなく、企業や団体、個人がインターネット上で自身を確立させるための文字列としての機能も果たす。つまり、それを見た利用者が企業や団体、個人を想起する材料ともなるのがドメイン名であり、今日では重要なマーケティング要素、さらに知的財産として認識されるに至った。

ビジネスやコミュニケーションをはじめとする社会的活動の多くがインターネット上で実現されていく中、ドメイン名が果たすべき役割はますます大きくなっている。

■世界のドメイン名の状況

ドメイン名は「.」（ドット）で区切られた文字列の集合で表現されるが、末尾の部分（TLD：Top-Level Domain）で大きく2つに分類される。1つは「.jp」のように国や地域に割り当てられたccTLD（Country-Code TLD）であり、もう1つが「.com」や「.net」などのgTLD（Generic TLD）である。

●ドメイン名の総数

gTLDの登録数はすべて公開されているが、

ccTLDはそれぞれのレジストリ（登録管理組織）の方針により登録数が公開されていないところもあるため、その全容は完全にはわからない。ただし、米ベリサインが四半期ごとに発行する「Domain Name Industry Brief」¹によると、2019年第3四半期で、全世界で登録されているドメイン名の総数は3億5980万件程度とみられる。前年と比較すると1年間で1740万件、約5.1%増加したことになる。

なお、全ドメイン名のうち約1億6180万件がccTLDであり、残りの約1億9800万件がgTLDである。

●gTLDの状況

gTLDで最も登録数が多いのは.comであり、全TLDのドメイン名登録数の4割近くに当たる約1億4400万件となっている。ここから登録数は大きく離れ、.netが約1340万件、.orgが約1000万件と続く（資料3-1-1）。

●ccTLDの状況

ccTLDでは、登録数の上位3つのTLDがトケラウ(.tk)、中国(.cn)、ドイツ(.de)となる。2019年10月時点の登録数では、トケラウが約2510万件、中国が約2300万件、ドイツは約1630万件で

資料 3-1-1 gTLD の種類と登録数 (2019 年 7 月)

ドメイン名	用途	登録数
.com	商業組織	146,200,780
.net	ネットワーク	13,866,104
.org	非営利組織	10,508,910
.info	制限なし	5,026,181
.biz	ビジネス	1,728,887
.mobi	モバイル機器・サービス	447,986
.pro	専門職 (弁護士・医師・会計士等)	337,822
.asia	アジア太平洋地域コミュニティ	283,798
.xxx	アダルトエンターテインメント業界	143,923
.name	個人名	129,422
.cat	カタルーニャ地域コミュニティ	108,623
.tel	IP ベース電話番号	72,258
.jobs	人的資源管理コミュニティ	46,750
.travel	旅行業界	20,068
.aero	航空運輸業界	11,638
.coop	協同組合	8,173
.museum	博物館・美術館	1,415
.post	郵便事業者	417

出典：JPNIC「gTLD の登録数」<https://www.nic.ad.jp/ja/stat/dom/gtld.html>

ある。

トケラウの登録数が多い理由としては、登録者がどこに在住しているかを問わず、誰でもいくつでも登録可能であり、無料でもドメイン名が提供されている点が挙げられる。さらにウェブサイトやメールアドレスだけでなく、短縮 URL サービスにも利用されていることが登録数を多くしている理由の 1 つと言える。また、登録者が手放したり、期限が切れたりしたドメイン名をレジストリが引き取り、広告ネットワーク向けに販売していることも特徴的である²。

▼英国の EU 離脱による .eu への影響

「Brexit」とも呼ばれる英国の EU 離脱に関連して、2018 年 3 月、欧州委員会が「現在英国に設置されていて EU には所在しない事業、組織および英国に居住する自然人は、.eu ドメイン名の登録

資格を失うことになる」旨の発表を行ったことにより、その動向に注目が集まっていた³。

2019 年 10 月、EU が英国の離脱を 2020 年 1 月 31 日に延期にすると合意したことで措置自体が保留となっていたが、2019 年 12 月の英国議会下院総選挙で EU 離脱推進派の与党・保守党が圧勝し、2020 年 1 月 31 日に離脱することとなった。

英国の EU 離脱による .eu ドメイン名への影響は、今後も大きな話題となりそうである。なお、最新の情報は、.eu のレジストリである EURid⁴ のウェブサイトなどを参照されたい。

▼ISOC による「.org」のレジストリ売却発表

2019 年 11 月 13 日、ISOC (Internet Society) が「.org」のレジストリである PIR (Public Interest Registry) を、投資会社の Ethos Capital に売却すると発表したことが大きな話題となった。PIR は

2002年にISOCの子会社として設立され、2003年1月に当時の米ベリサインから「.org」のレジストリ事業を継承した。「.org」は現在、多くの非営利組織が登録していることでも知られている。

PIRの売却に関しては、2019年7月に更新されたICANNとPIRとの契約で、年に10%までとされていた「.org」の登録料金の値上げ上限が撤廃されたこともあり、「登録料金が跳ね上がるのではないか」、「Ethos CapitalはISOCほど公益性を重視しない可能性があるのではないか」などといった懸念から、様々な団体が売却反対を表明している状況にある。Ethos Capitalは、ISOCと共同で立ち上げたWebサイトの中で、「.org」の登録料金の値上げについては年に最大10%とする計画であることや、Ethos Capitalがコミュニティからの懸念を理解しており、今後もコミュニティのニーズに応じていくことなどを表明している。

売却の手続きは2020年第1四半期に完了する予定となっているが、2019年12月にはICANNが今回の取引の透明性を求めて、売却取引の承認を30日間保留することを発表するなど、その動向は今後も注目を集めることになりそうである。

■JPドメイン名の状況

JPドメイン名(.jp)の登録数は、2019年12月時点で157万件を超えており、増加が続いている(資料3-1-2)。国や地域に割り当てられているccTLDであっても海外からの登録を受け付けているものがある中、JPドメイン名は日本国内に住所があることを登録要件としている。

JPドメイン名には、個人／組織を問わず数に制限なく登録できる汎用JPドメイン名と、原則として一組織につき1つだけ登録できる属性型JPドメイン名、そして都道府県型JPドメイン名の3種類がある。この中で最も登録数が多いのは汎用JPドメイン名で、2019年12月時点で約106万件

となっている。また約50万件の登録がある属性型JPドメイン名においては、企業向けのco.jpが43万件と登録数の大半を占めている。

JPRSによる2017年7月の調査では、上場企業の97%がco.jpを登録しており、「日本企業=co.jp」というイメージの定着がうかがえる。また、フィッシング対策協議会が公開している「フィッシング対策ガイドライン2019年度版」⁵では、「客観的に見てWebサイト運営者にとっては“co.jp”ドメイン名が、利用者に信頼を与えうる最も望ましいドメイン名であり、可能な限り、“co.jp”ドメイン名にてサービスを提供するべきといえる」との記述もある。

■ドメイン名紛争に関する動向

インターネットがビジネス領域へと広がり、ドメイン名の価値に対する認識が高まるにつれて、トラブルも発生している。ドメイン名に関する不正行為としては、商標などに関連するドメイン名を第三者が登録し、商標権利者(企業など)に高額での買い取りを要求したり、批判サイトなどを立ち上げるなどの嫌がらせを行う、フィッシングサイトを立ち上げて被害を及ぼしたりすることなどが挙げられる。このようなドメイン名の使用に関するトラブルを「ドメイン名紛争」と呼ぶ。

■UDRPに基づく紛争処理

こうした不正な行為に対処するため、ICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)⁶は1999年、gTLD向けにUDRP(Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy:統一ドメイン名紛争処理方針)を制定した。JPドメイン名においても、国際的な動きと歩調を合わせるという考えから、UDRPの判断基準や紛争処理手続きと同様のアプローチを採用したJP-DRP(JPドメイン名紛争処理方針)が2000

資料3-1-2 JP ドメイン名の種類と登録数（2019年12月1日時点）

ドメイン名	登録対象	登録数
汎用 JP ドメイン名（合計：1,067,901）		
△△△.JP	組織・個人問わず誰でも（英数字）	9,472,298
□□□.JP	組織・個人問わず誰でも（日本語）	95,603
都道府県型 JP ドメイン名（合計：11,673）		
△△△.<都道府県ラベル>.JP	組織・個人問わず誰でも（英数字）	9,767
□□□.<都道府県ラベル>.JP	組織・個人問わず誰でも（日本語）	1,906
属性型・地域型 JP ドメイン名（合計：498,283）		
△△△.AD.JP	JPNIC 会員	254
△△△.AC.JP	大学など高等教育機関	3,652
△△△.CO.JP	企業	428,144
△△△.GO.JP	政府機関	586
△△△.OR.JP	企業以外の法人組織	37,202
△△△.NE.JP	ネットワークサービス	13,094
△△△.GR.JP	任意団体	5,873
△△△.ED.JP	小中高校など初等中等教育機関	5,396
△△△.LG.JP	地方公共団体	1,891
地域型	地方公共団体、個人など	2,191
合計		1,577,857

出典：JPRS「JP ドメイン名の登録数」<https://jprs.jp/about/stats/>

年に制定されている。これにより、ドメイン名紛争は当事者同士の争いから紛争処理機関による裁定というルール化された形の中で解決されるようになっていく。

DRPの整備により、不正な行為に対しては紛争処理機関に対して申し立てることによって、そのドメイン名の廃止や移転を要求できるようになった。DRPの特徴は対象を限定して書類による手続きのみで進めることによって、通常の裁判より費用を安く抑え、なおかつ短い時間で解決できることにある。さらに、DRPはその制度自体が、「不正な行為をしてもDRPにより解決されてしまう」という意識を持たせることで抑止力にもなっている。

UDRPに基づく仲裁を担当している紛争処理機関の1つであるWIPO（World Intellectual Property Organization）の統計によると、WIPOへの仲裁申請はここ数年増加傾向にあり、2018年は3447件となっている（資料3-1-3）。なお、

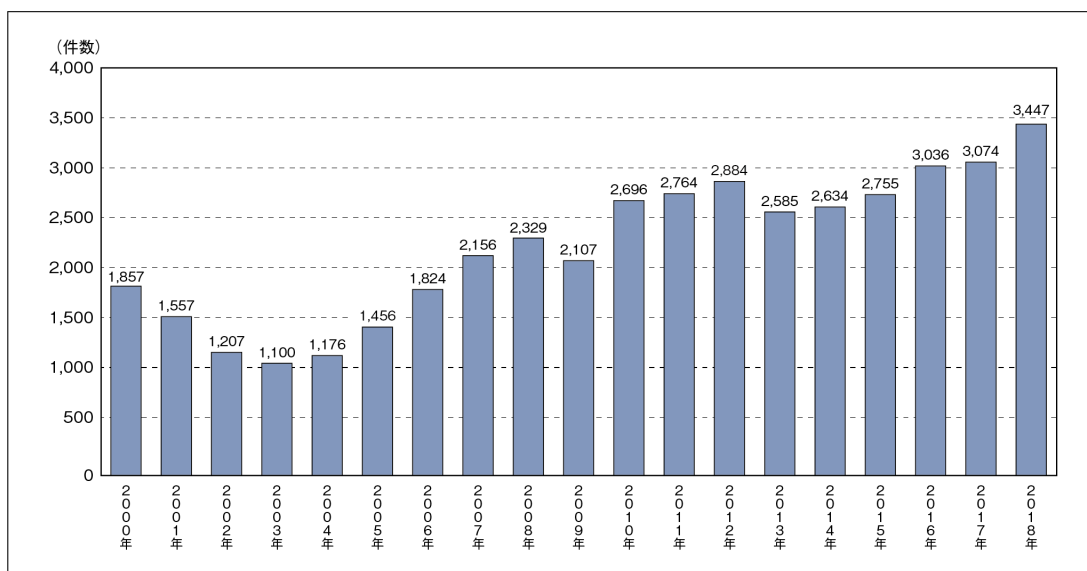
2018年のJPドメイン名におけるJP-DRPの申請は7件であった（資料3-1-4）。

●ドメイン名の適切な管理・運用の重要性

2019年は、ドメイン名の適切な管理・運用の重要性に特に注目が集まった年でもある。JPドメイン名においては、登録者の意図しないドメイン名移転で成立したドメイン名の乗っ取りでWebサイトが改ざんされた事例や、有名企業が過去に公式Webサイトとして使用し、その後、意図的に廃止したドメイン名がオークションにかけられ、第三者に高額で落札された事例などが大きな話題となった。

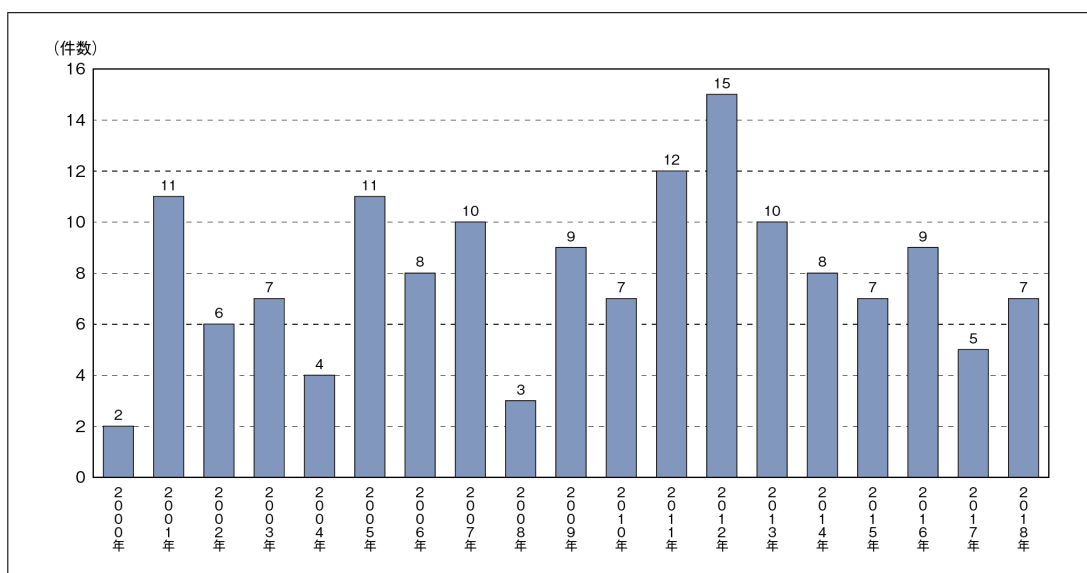
2019年4月には、登録要件を満たさない者によるJPドメイン名の不正な登録が行われていた件について、総務省からJPRSに対し、信頼性確保のための取り組みの要請が出されている。JPRSではこれを受け、ドメイン名の適切な管理・運用

資料 3-1-3 WIPO における UDRP 処理件数



出典：WIPO「Total Number of Cases per Year」<https://www.wipo.int/amc/en/domains/statistics/cases.jsp>

資料 3-1-4 JP-DRP 処理件数



出典：JPNIC「申立一覧」<https://www.nic.ad.jp/ja/drpf/list/>

のための情報提供や注意喚起といった取り組みを継続しつつ、JPドメイン名のレジストリとして、業務手順の改善・ドメイン名の不正登録に関する情報受付窓口の設置などを行っている⁷。

ドメイン名の適切な管理・運用の実現には、登録者における取り組みも必要不可欠である。特に重要な項目として、以下の2つが挙げられる。

・登録中のドメイン名についてサービスを提供する事業者からドメイン名の移転や更新／廃止、レジストラ（JPドメイン名においては指定事業者）の変更など、登録者の意向確認のための連絡が来ることがある。登録者はそうした連絡を正しく受け取り、適切な対応ができるように準備しておく必要がある。

・登録者がドメイン名を手離す（廃止）に当たっては、それが意図的な廃止であっても、そのドメイン名が一定期間後に第三者に再登録・利用される可能性があることを認識しておく必要がある。

■新gTLDの状況

ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）により2012年から続く新gTLD導入の動きは、ほとんどの申請について委任が完了し、次の募集に向けた検討が引き続き行われている。

●2012年の新gTLDの募集

ICANNは2000年、2003年、2012年の3回、gTLD新設のための募集を行ってきた。2000年および2003年の募集時には、新設するgTLDの数に一定の上限を設けていたが、2012年の募集では新設されるTLD数の制限をなくし、一般名称と地理的名称に加え、企業名やブランド名での申請も可能とした。またドメイン名の登録を一般に開放せず、申請した組織内で独占的に利用することも可能とした（本稿では、2012年募集時に申請されたTLDを新gTLDとしている）。その結果、新gTLDの申請件数は1930件に上り、申請募集締め切り後のICANNの発表によると、そのうち751件が競合する文字列の申請で、234の文字列が競合している。

ICANNは新gTLDの申請者との委任契約手続きを順次進めてきており、2019年11月29日時点

で1234の新gTLDの委任が完了している。同時点での申請の取り下げは642件となり、また委任完了後に申請者の意向によりICANNとのレジストリ契約を終了し、廃止されたものもある⁸。

●新gTLDの種類と登録数

新gTLD全体の登録数は、2019年12月1日時点で約2995万件となっており、前年と比較すると1年間で355万件、約13.4%増加した。新gTLDの総登録数については2017年4月に3000万件近くまで増加し続けた後、2200万件から3000万件の間で増減を繰り返す状況となっていたが、2019年9月以降再び増加が続いている。

登録数の多い新gTLDは、1位が「.icu」の約397万件、2位が「.top」の約362万件、3位が「.xyz」の約270万件と続いているものの、値下げキャンペーンなどによる急激な増減も多く、順位に関しては変動や入れ替わりが珍しくない状況となっている（資料3-1-5）。

●gTLDの次回募集に向けた動き

2012年に募集したgTLDの委任手続きはそのほとんどが完了し、2019年11月29日時点で残りは13となっている。

ICANN内にgTLD追加に関する今後の手続きに関する検討を行うワーキンググループは、gTLDの次回募集に関して、最も早くて2022年4月～6月に行われる可能性があるという見通しを示しており、2020年3月の最終報告書提出を目指して活動を続けている。一方、2019年11月のICANN会合においては、一部関係者から2018年9月に公開された「gTLDにおける競争、消費者の選択肢に関する評価チームによる評価結果最終報告書および勧告⁹」において、「前提条件」や「高優先度」となっている勧告が実装されない限り、次回募集は実施すべきではないとの見解が改めて示さ

資料3-1-5 登録数の多い新gTLD（2019年12月1日時点）

順位	ドメイン名	件数
1	.icu	3,979,035
2	.top	3,620,888
3	.xyz	2,704,928
4	.site	1,943,031
5	.club	1,477,733
6	.online	1,341,936
7	.vip	1,334,131
8	.wang	864,598
9	.live	693,184
10	.work	688,291

出典：nTLDStats「new gTLD Statistics」<https://ntldstats.com/>

れており、先行きが不透明な状況となっている。

●国際化ドメイン名を用いたgTLDに関する動向

新gTLDの導入プログラムでは、平仮名や漢字、アラビア文字、キリル文字など、ASCII以外の文字を使用した「国際化ドメイン名（IDN）」のTLDも申請可能であった。これにより、DNSルートゾーンでも非ASCII文字を含むさまざまな言語が利用されるようになったが、使用文字列（ラベル）の人手による審査に多くの時間と労力を要することとなった。

次回以降のgTLD募集に向け、ICANNの会合においては、TLDラベルとして使用可能な文字や異体字（字形・コードポイントは異なるが同じ読み・意味の文字）の定義などを規定するDNSルートゾーンのラベル生成ルール（Root Zone Label Generation Rules：Root Zone LGR）の作成が進められており、2017年7月に「Root Zone Label Generation Rules（LGR-2）」が公開された¹⁰。

現在は各言語コミュニティにおいてそれぞれの言語のルール案の作成が進んでおり、提案を完了した言語も出てきている。日本語ラベルに関しては、日本語JPドメイン名の登録データをベースに検討を進め、関係者との最終調整が続いている

状況にある。専門家有志により、日本語ラベルに関するルールを検討するパネルとして日本語生成パネル（Japanese Generation Panel：JGP）¹¹が活動を続けており、JPRSの堀田博文がチェア、日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）の前村昌紀氏が副チェアとなり、JPRSおよびJPNICが事務局を担っている。

■GDPRを遵守したWhoisサービスに関するポリシー策定

gTLDの管理・運用に関して、ICANNは各gTLDのレジストリ及びレジストラとの契約の中でコンタクト情報（登録者、管理者、技術担当者の情報）の収集を義務付けており、その情報はWhois上で一般に公開されてきた。

しかし、欧州委員会や欧州データ保護当局より、Whoisでの登録情報の公開が2018年5月25日に施行されたEUの一般データ保護規則（The General Data Protection Regulation：GDPR）に抵触するという指摘を受け、GDPRの遵守とインターネットの運用に必要な情報収集とのバランスを取るための調整が関係組織間・コミュニティにおいて行われてきた。GDPRの施行と同日にGDPRを遵守したWhoisサービスに関する暫定仕

様のポリシーがICANN理事会による承認を経て執行され、その1年後の2019年5月には暫定仕様のポリシーに関する最終報告書がICANN理事会で採択された。

2019年12月現在の状況として、ICANN内の実装レビューチームによるポリシー勧告の分析及びポリシー文書の作成が進められている他、非公開登録データへアクセスできる人や組織の認定方法や認定基準、非公開登録データへのアクセスポリシーや監査基準などに関する検討が行われている。

一方 ccTLD においては、欧州経済領域 (European Economic Area : EEA) を中心とした ccTLD レジストリを対象とした2018年の調査で、登録者の個人情報を Whois 上で公開しているレジストリは少数に留まっていることが分かっている¹²。またEU圏外の ccTLD においては、GDPR の影響は少ないとして現行の Whois を維持しているレジストリが多いが、EU 圏内のコンタクト情報が含まれることがサービス上の常態であるレジストリは慎重な対応が求められている。

1. <https://www.verisign.com/assets/domain-name-report-Q32019.pdf>
2. .tk では登録者が手放したり期限が切れたりしたドメイン名をレジストリが引き取り、広告ネットワーク向けに販売している。そのためドメイン名は廃止されないため登録数が増える。
3. <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/notice-stakeholders-withdrawal-united-kingdom-and-eu-rules-eu-domain-names>
4. <https://eurid.eu/en/>
5. https://www.antiphishing.jp/report/pdf/antiphishing_guide.pdf
6. ICANN : ドメイン名、IP アドレス、プロトコル、ルートサーバーなどインターネットの基盤となる資源に関する調整を行うために、1998 年に米国で設立された民間の非営利法人。
7. JP ドメイン名の不正登録に関する情報受付窓口の開設 (JPRS)
<https://jprs.jp/whatsnew/notice/2019/191002.html>
ドメイン名の乗っ取りに関する注意 (JPRS)
<https://jprs.jp/registration/domain-hijacking/>
8. Program Statistics | ICANN New gTLDs (新 gTLD の統計情報に関する ICANN のページ)
<https://newgtlds.icann.org/en/program-status/statistics>
Registry Agreement Termination Information Page - ICANN (レジストリ契約終了に関するページ)
<https://www.icann.org/resources/pages/gtld-registry-agreement-termination-2015-10-09-en>
9. Competition, Consumer Trust, and Consumer Choice Review Team Final Report
<https://www.icann.org/en/system/files/files/cct-final-08sep18-en.pdf>
10. Root Zone Label Generation Rules - LGR-2 Overview and Summary
<https://www.icann.org/sites/default/files/lgr/lgr-2-overview-26jul17-en.pdf>
11. DNS のルートゾーンにおける日本語ルールの生成パネル
<http://j-gp.jp/>

12. CENTRstats
https://stats.centr.org/pub_whois



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2020年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp

©1996-2021 Impress R&D